

# 富士市子ども食堂開設支援補助金交付要綱

令和3年3月31日  
告示第36号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども食堂の開設支援を行うため、新たに子ども食堂を開催しようとする市民活動団体に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども食堂 子どもに対し無料又は安価で温かな食事を提供し、かつ、子どもが子ども同士や地域の大人と関わることで、社会性、自主性等を身に付けることができる居場所を提供する取組をいう。

(2) 市民活動団体 市民活動（市民生活の向上に寄与するため、市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動をいう。）を行っている団体又は行おうとする団体であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体でないこと。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体でないこと。

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

エ 営利を目的とする団体でないこと。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象団体」という。）は、子ども食堂を開催しようとする市民活動団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 定款、規約、会則等の定めを有すること。

(2) 団体として独立した経理を行っていること。

(3) 市及び社会福祉法人富士市社会福祉協議会と協力し、かつ、連携できること。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件の

いずれも満たす子ども食堂の開設に係るものとする。

- (1) 補助対象団体が市内で開催すること。
- (2) 月1回以上開催可能であり、1回当たりおおむね10食以上の食事を提供すること。
- (3) 自立的かつ持続的に運営できること。
- (4) 責任者を1人配置し、食中毒予防、感染症予防、防犯、防災等に適切な配慮がなされること。
- (5) 子ども食堂を利用する子ども又はその保護者（以下「利用者等」という。）から、食物アレルギー、健康及び緊急連絡先に係る情報を確認すること。
- (6) 地域への適切な周知がなされ、市内の子どもの十分な利用が見込まれること。
- (7) 地域に開かれた運営がなされること。
- (8) 利用者等の情報を適切に管理すること。
- (9) 特別な支援が必要な子どもを発見した場合は、市に連絡すること。

（補助対象経費）

第4条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（同趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を控除して得た額）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の団体につき1回限りとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、富士市子ども食堂開設支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 定款、規約、会則等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるものについては、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、富士市子ども食堂開設支援補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支出を確認できる領収書の写し
- (2) 開設準備の状況が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績の報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、富士市子ども食堂開設支援補助金額確定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(交付の決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき、又は市長が適当でないと認めたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けている者に対する補助金の交付については、この要綱は、なおその効力を有する。

別表(第4条関係)

区分	内訳
食器等の整備に係るもの	食事の提供に要する食器、テーブル等
調理用器具等の整備に係るもの	鍋、フライパン、炊飯器、電子レンジ、冷蔵庫等

建物の改修に係るもの	手洗場の設置、調理場の改修等
研修の受講等に係るもの	食品衛生責任者講習の受講料等
子ども食堂開設の周知に係るもの	ちらし、ポスター等の作成等
その他	市長が必要と認める経費

備考 食器等の整備に係るもの及び調理用器具等の整備に係るものについては、専ら子ども食堂の用に供されるものに限る。